

資料編

特別養護老人ホームへのやむを得ない理由による措置	1
身寄りのいない利用者への支援	2
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	4
成年後見制度	8
低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について	16
生活保護制度の取り扱いについて	20
愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針の概要	26
介護保険サービス事業者における事故等発生時の報告の取扱いについて	42
介護保険施設における居住費、日常生活諸費の利用者負担について	44
介護保険施設における栄養管理関係について	47
栄養管理体制加算	47
栄養ケアマネジメント加算	50
経口移行加算	54
療養食加算	58
ガイドライン、特別な食事、その他	61
医行為に関する通知	65
特別養護老人ホーム等における療養の給付（医療）の取扱いについて	68
要介護被保険者等である患者について医療に要する費用の額を算定できる場合（健康保険）	70
要介護被保険者等である患者について医療に要する費用の額を算定できる場合（老人保健）	72
医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び	
医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について	74
介護サービス情報の公表制度の概要	81
福祉サービス第三者評価事業に関する指針について	82
施設利用者と住民票の住所変更	88
愛知県介護支援専門員支援会議設置要綱	89

特別養護老人ホームへのやむを得ない理由による措置

<老人福祉法の措置と介護保険サービス>

従来の老人福祉法での老人の介護等に関する措置は、介護保険サービスに移行しています。ただし、市町村は65歳以上の人（65歳未満でとくに必要がある人を含む）が、やむをえない事由により介護保険サービスを利用することが困難と認める場合には、職権（措置）により次のサービスを提供することができます。

（1）在宅サービス（訪問介護・介護予防訪問介護・通所介護・介護予防通所介護・認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護・認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与に相当するサービス）

（2）特別養護老人ホームへの入所

なお、養護老人ホームへの入所措置は介護保険サービスとは別に、65歳以上で身体上や経済的理由等により居宅での養護が困難な人を対象としています。

●「やむをえない事由」による措置から契約への移行

措置に当たっての「やむをえない事由」としては、次のような場合があげられます。（年齢により介護保険サービスを利用できないことは該当しません）。

（1）本人が家族等の虐待・無視をうけている場合

（2）認知等の理由で意志能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合

要件を満たす人には、措置の一環として要介護認定と同一の手続を経てサービスが提供されます。そして、「やむをえない事由」が消滅した時点で、措置は解消され契約によるサービス（通常の介護保険サービス）に移行します。例えば、上記「やむをえない事由」について、次のような場合が消滅に該当します。

（1）特別養護老人ホーム入所等により、家族等の虐待・無視の状況から離脱して、介護サービス利用の契約や、前提としての要介護認定の申請を行うことができたこと。

（2）成年後見制度等にもとづき、本人を代理する補助人等を活用することにより、介護サービス利用の契約や、前提としての要介護認定の申請を行うことができたこと。

●措置費用の支弁

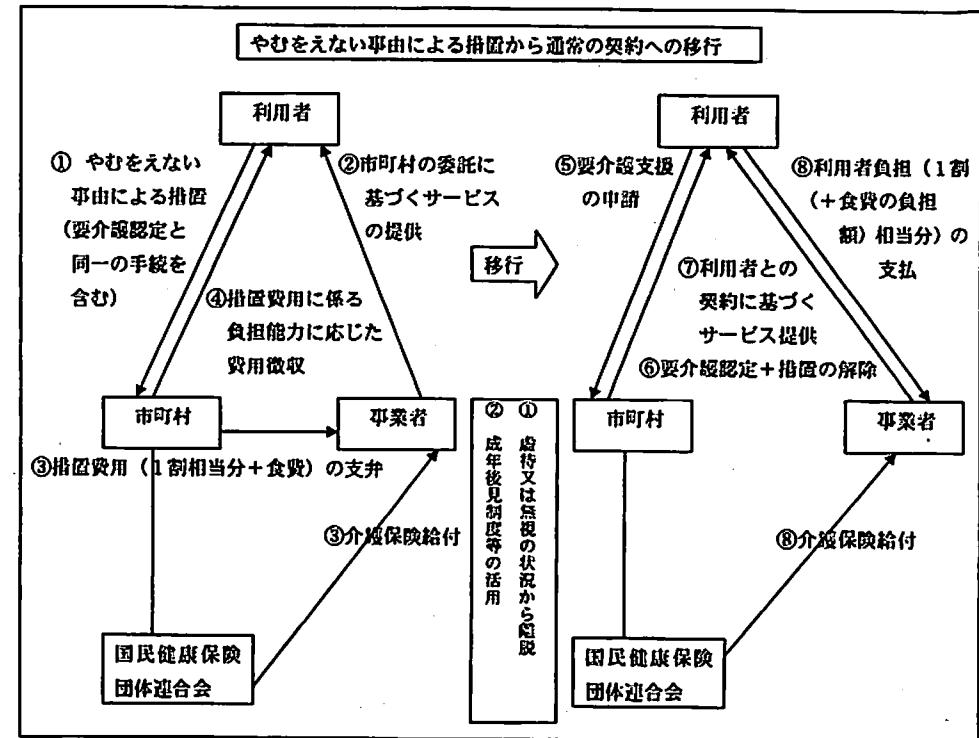
市町村は、措置に要する費用を支弁します。ただし、そのサービスについて介護保険給付をうけられる人の場合には、その限度で費用の支弁は行われません。

したがって、やむをえない事由による措置でサービスをうける人について、措置の費用の支弁は介護保険給付が行われない部分（利用者負担（食費を含む）相当額）が対象とな

ります。すなわち、費用の1割程度に食費の自己負担相当する分が支弁の対象となります。

△利用者等からの費用徴収

市町村は、事業者・施設に対して措置費を支払い、措置をうけた人（または扶養義務者）から、その負担能力に応じて費用の全部または一部を徴収することができます。このとき、高額介護サービス費の適用を勘案した徴収が行われますので、保険給付の場合の利用者負担と措置の場合の費用徴収は同一水準となります。



身寄りのいない利用者への支援

Q 1 身元引受人がいることを理由とする入所拒否の可否

要介護認定を受けた身寄りのない方が介護老人福祉施設の入所を希望した場合、施設は身元引受人がいることを理由に入所を断ることができますか。

A 身元引受人がいることを理由に入所を断ることはできません。

解説

指定介護老人福祉施設は、介護保険法に基づく公的福祉サービスを提供する任務を担っているため、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならないとされています（基準省令6条2項）。ここでいう「正当な理由」とは、①ペットが空いていない場合、②入所申込者が入院治療を必要とする場合など、施設が自ら適切な施設サービスを提供することが困難である場合をいいます（基準通達第四3（2））。このような正当な理由がない限り、指定老人福祉施設は、利用申込者の入所に応じる必要があります、従って、身元引受人がいることを理由に入所を断ることはできません。むしろ、身元引受人がいるということは、それだけ施設入所の必要性が高いと考えられます。介護保険制度の下では、身元引受人という用語を用いること自体が適切ではないといえましょう。

Q 2 判断能力が不十分な場合の入所手続

身寄りのいない入所希望者が認知症や精神病などにより判断能力が不十分と思われる場合、施設入所契約を締結することができますか。

A 本人に意思能力があれば、たとえ不十分でも施設入所契約を締結することができますが、施設には、入所申込者に対し、本人の能力に応じた親切丁寧な説明が求められます。これに対し、本人に意思能力がない場合には、要介護認定の申請や施設入所契約の締結ができませんので、老人福祉法に基づく措置により入所させるとともに、速やかに後見開始の審判の申立てをして契約関係に移行します。

解説

認知症や精神病などにより入所希望者の判断能力が不十分と思われる場合であっても、本人に意思能力があれば、本人と施設の間で施設入所契約を締結することができます。意思能力とは、自己の行為の法的な結果を判断することができる知的能力をいいます。但し、福祉サービスの提供を受けるに際しては、本人がサービス内容を理解したうえで施設を自ら選択することが重要ですので（基準省令4条）、施設が重要事項説明書を交付してサービス内容を説明する際には、入所申込者の能力に応じ親切丁寧に行なうことが求められます。身寄りのいない入所申込者の理解力が不足している場合には、本人において成年後見制度における「保佐」あるいは「補助」や地域福祉権利擁護事業を利用するのが望ましいといえます。地域福祉権利擁護事業では、施設入所契約の代理による援助は行いませんが、その情報提供、助言、同行の援助は行なうのが一般的です（Q 2 0参照）。

ところで、本人に意思能力がない場合には、本人が要介護認定の申請をしたり、本人と施設が入所契約を締結することは事実上できないばかりか、法律上の意思能力がない者がした法律行為は無効とされます。また、意思能力がなければ代理人を選出することもできず、本人が任意代理人によって法律行為をする方法もとれません。

他方、介護保険の給付対象者であっても、次の①及び②に掲げるような「やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難である」場合には、入所措置がとられます（老人福祉法11条1項2号）。

① 本人が家族等の虐待または無視を受けている場合

② 認知その他の理由により判断能力に乏しく、かつ、本人の代理人がいない場合

従って、本人が要介護認定の申請や施設入所契約の締結さえできない場合には、措置により施設に入所させることになりますので、関係者は直ちに区市町村と連携をとる必要があります。

もっとも、この場合の措置は暫定的なものとすべきで、速やかに家庭裁判所に対し後見開始の審判を申立て、選出された成年後見人が本人の法定代理人として要介護認定の申請や施設との入所契約の締結を行なうことにより、措置から介護保険制度の利用に移行することになります。後見開始の中立権があるのは、本人、配偶者、4親等内の親族などですが（民法7条）、65歳以上の高齢者について身寄りのない場合など「本人の福祉を図るために必要があると認められる場合」には、区市町村長に中立権が与えられていますので（老人福祉法32条、地方自治法283条）、本件のような場合、区市町村が後見開始の審判の申立てを行ないます（Q 1 0参照）。

この場合、どこの区市町村長が中立をすべきかについては法令上の規定はありませんが、東京都では、生活保護受給者については実施機関たる区市町村長が、その他の場合は本人の現在の生活の本拠が所在する区市町村長が取り扱うのを原則としています（Q 1 1参照）。但し、本人の状況をよく把握している区市町村の長が積極的に申立てを行なうことでも構いません。

Q 3 入所時における身元保証人

身寄りのいない施設利用者に入院の必要が生じたとき、病院から身元保証人を求められた場合、どうすればよいのですか。

A 施設を運営する法人や施設長には身元保証人になる義務はありません。身寄りのない者が安心して適切な医療及び介護サービスを受け得るための地域生活における援助のあり方の問題として、関係機関の相互協力による解決が望れます。

解説

身寄りのいない利用者が病院に入院する際、施設が病院から身元保証人になることを求められることがあります。指定介護老人保健施設は、利用者の入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入退院の手続などの適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除いて退院後に再び当該施設に円滑に入所することができるようしなければなりませんが（基準省令19条、基準通達第四15）、だからといって、施設が病院に対する関係で身元保証人になるべき義務はありません。また、身元保証人がいないという理由だけで病院が本人に対する診療治療を拒むこともできません。施設としては、救急医療の場合と同様に、身元保証人の有無にかかわらず、医学上の見地から本人にとって最善の措置をとるように求めるべきです。

ところで、病院から身元保証人を求められる実際の現場においては、それでは解決を図れないことがあると思います。協力病院との円滑な提携関係を維持すべきことを考慮すればなおさらです。その場合に、施設の判断で身元保証人になることは法的には可能です。この点、身寄りのない方について病院が行なう退院時のソーシャルワークには、施設が協力しているのが通常であったり、本人が退院時にもとの施設への入所を希望すれば、入院期間の長短を問わず、施設として何らかの形でこれに応じているのが実際であると思われます。そうであれば、施設が身元保証人になるのとあまり変わらないので、やむを得ない場合に施設が初めから身元保証人を引き受けても、事実上の不都合はないという考え方もあるかも知れません。

なお、身寄りのない本人が後見開始の審判を受けている場合に、成年後見人が身元保証人を引き受けことがあると思いますが、やはり、成年後見人には身元保証人になる義務まではありません。保佐人、補助人、任意後見人についても同様です。

このような問題は、身寄りのない者が安心して適切な医療及び介護サービスを受け得るための関係機関の相互協力による解決が望れます。

Q 4 手術の同意

身寄りのいない施設利用者に手術の必要が生じ、病院から同意書を求められたのですが、本人には判断能力がありません。どうせればよいのですか。

A 施設が本人の手術について同意することはできません。施設としては病院に対し、医学上の見地から本人にとって最善の措置をとるように求めるべきです。

解説

手術や医療行為その他の医療侵襲（以下「手術等」といいます）については本人の同意（インフォームド・コンセント）が必要とされますが、本人の判断能力や意図がない場合に、医師として誰に対して説明し、誰から同意を得るべきかについては必ずしも明確にされていません。裁判例には、家族に対して説明し、その同意を得るべきとする事例がありますが、しかし、身寄りがない場合において、本人が入所する施設を経営する法人や施設長に、本人に代わって同意する権限があるとは解されません。現状では、病院が施設に対して手術等の同意を求めるることは法的には無意味であると考えられます。従って、救急医療の場合と同様に、施設としては病院に対し、医学上の見地から本人にとって最善の措置をとるように求めるべきです。

ところで、病院からの同意書の提出を求められる実際の現場においては、それでは解決を困難なことがあると思われます。その場合、法的に意味のない同意をしても施設にリスクは生じないので、本人のための緊急やむを得ない措置と割り切り、施設が同意することによってその場を解決するという考え方もあるかも知れません。なお、手術に際する同意には、病院の医療過誤などの責任を免れさせる効力はありません。

このような問題は、本人に判断能力がない場合のインフォームド・コンセプトの在り方を明確にするための議論が先決と考えられます。

次に、本人に成年後見人が選任されている場合に、成年後見人には本人の手術等について同意見はないとするのが一般的な見解です（反対説もあります）。同様に、保佐人や補助人に同意見を付与することもできませんし、任意後見契約において、任意後見人にそのような代理権を与えることもできないと解されています。ちなみに、現行の成年後見制度の導入の際、法制審議会において成年後見人に本人の手術等の同意見を与えることの適否について議論がありましたが、このような問題は交通事故により一時的に意識不明となった場合などにも生じることであり、成年後見に特有の問題ではないとして、医療倫理を含む将来の検討課題とされました。

Q1 から Q4 までは「特別養護老人ホームにおける身寄りのいない利用者への支援の手引き」（東京都社会福祉協議会）からの出典です。

○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

目次

第1章 総則(第1条-第5条)

第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等(第6条-第19条)

第3章 施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第20条-第25条)

第4章 雜則(第26条-第28条)

第5章 惩罰(第29条・第30条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養護施設従事者等(第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同法第24項に規定する介護老人福祉施設、同法第25項に規定する介護老人保健施設、同法第26項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センター(以下「養護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養護施設に入所し、その他当該養護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同法第14項に規定する地域密着型サービス事業、同法第21項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業、同法第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同法第18項に規定する介護予防支援事業(以下「養護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

(国及び地方公共団体の責務等)

第3条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るために、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第4条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第5条 義務化施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び義務化施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 義務化者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第6条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第7条 義務化者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏泄罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条

市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの義務化者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する義務化者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、義務化者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第10条 市町村は、義務化者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を探るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第11条 市町村長は、義務化者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の39第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第12条 市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第13条 義務化者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1

項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第14条 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第15条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の39第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待についても迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第17条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第6条の規定による相談、指導及び助言、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第14条第1項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第1項の規定により第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第18条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第19条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第18条の規定は、第1項から第3項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏洩罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から

第3項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 義介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第22条 市町村は、前条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る義介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該義介護施設従事者等による高齢者虐待に係る義介護施設又は当該義介護施設従事者等による高齢者虐待に係る義介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第23条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第1項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第24条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、義介護施設の業務又は義介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する義介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るために、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第25条 都道府県知事は、毎年度、義介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、義介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第4章 雜則

(調査研究)

第26条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があつた場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な義護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び義護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第27条 市町村は、義護者、高齢者の親族又は義介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第28条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るために、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第5章 罰則

第29条 第17条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 正当な理由がなく、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により義護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、義護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

<成年後見制度>(法務省民事局の資料から抜粋)

Q1 せいねんこうけんせいど
成年後見制度ってどんな制度ですか?

A1 にんちしよう ちてきしようがい せいしんしようがい
認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。



Q2 成年後見制度にはどのようなものがあるのですか?

A2 成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人の利益を守ながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたたり、本人が同意を得ないで不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

(※任意後見制度については、Q15をご覧ください。)

-1-

◇法定後見制度の概要◇

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官など 市町村長	民法13条1項所定の行為(注1)(注2)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)(注2)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上(注2)	同上(注2)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注3)	同左(注3)

(注1)家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

(注2)日常生活に関する行為は除かれます。

-2-

(注3) 保佐人や補助人に代理権を与える審判を申し立てる場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判を申し立てる場合も同じです。

Q3 「後見」制度ってどんな制度ですか？

A3 精神上の障害(認知症・知的障害・精神障害など)により、判断能力が欠けているのが通常の状態にある方を保護・支援するための制度です。この制度を利用すると、家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人または成年後見人が、本人がした不利益な法律行為を後から取り消すことができます。ただし、自己決定の尊重の観点から、日用品(食料品や衣料品等)の購入など「日常生活に関する行為」については、取消しの対象になりません。(Q2の△法定後見制度の概要△をご参照下さい。)

Q4 「後見」制度を利用した事例を教えてください。

A4 次のような事例があります。

□ 後見開始事例

ア 本人の状況: アルツハイマー病 イ 申立人: 妻 ウ 成年後見人: 申立て人
エ 報告

本人は5年前から物忘れがひどくなり、勤務先の直属の部下を見ても誰かわからなくなるなど、次第に社会生活を送ることができなくなりました。日常生活においても、家族の判別がつかなくなり、その症状は重くなる一方で回復の見込みはなく、2年前から入院しています。

- 8 -

ある日、本人の弟が突然事故死し、本人が弟の財産を相続することになりました。弟には負債しか残されておらず、困った本人の妻が相続放棄のために、後見開始の審判を申し立てました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始され、夫の財産管理や身上監護をこれまで事実上担当してきた妻が成年後見人に選任され、妻は相続放棄の手続をしました。

(注) 最高裁判所「成年後見関係事件の概況」から

Q5 「保佐」制度ってどんな制度ですか？

A5 精神上の障害(認知症・知的障害・精神障害など)により、判断能力が著しく不十分な方を保護・支援するための制度です。この制度を利用すると、お金を借りたり、保証人となったり、不動産を売買するなど法律で定められた一定の行為について、家庭裁判所が選任した保佐人の同意を得ることが必要になります。保佐人の同意を得ないでした行為については、本人または保佐人が後から取り消すことができます。ただし、自己決定の尊重の観点から、日用品(食料品や衣料品等)の購入など「日常生活に関する行為」については、保佐人の同意は必要なく、取消しの対象にもなりません。また、家庭裁判所の審判によって、保佐人の同意権・取消権の範囲を広げたり、特定の法律行為について保佐人に代理権を与えることもできます(※)。

※ 保佐人の同意権・取消権の範囲を広げたり、保佐人に代理権を与えるためには、自己決定の尊重から、当事者が、同意権等や代理権による保護が必要な行為の範囲を特定して、審判の申立てをしなければなりません。また、保佐人に代理権を与えることについては、本人も同意している必要があります。この申立ては、保佐開始の審判の申立てとは別のものです。

Q6 「保佐」制度を利用した事例を教えてください。

A6 次のような事例があります。

- 4 -

□ 保佐開始事例

ア 本人の状況: 中程度の認知症の症状 イ 申立人: 長男 ウ 保佐人: 申立人

エ 概要

本人は1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていました。以前から物忘れが見られましたが、最近症状が進み、買物の際に1万円札を出したか5千円札を出したか、分からなくなることが多くなり、日常生活に支障が出てきたため、長男家族と同居することになりました。隣県に住む長男は、本人が住んでいた自宅が老朽化しているため、この際自宅の土地、建物を売りたいと考えて、保佐開始の審判の申立てをし、併せて土地、建物を売却することについて代理権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について保佐が開始され、長男が保佐人に選任されました。長男は、家庭裁判所から居住用不動産の処分についての許可の審判を受け、本人の自宅を売却する手続を進めました。

(注)最高裁判所「成年後見関係事件の概況」から

Q7 「補助」制度ってどんな制度ですか？

A7 軽度の精神上の障害(認知症・知的障害・精神障害など)により、判断能力の不十分な方を保護・支援するための制度です。この制度を利用すると、家庭裁判所の審判によって、特定の法律行為について、家庭裁判所が選任した補助人に同意権・取消権や代理権を与えることができます(※)。ただし、自己決定の尊重の観点から、日用品(食料品や衣料品等)の購入など「日常生活に関する行為」については、補助人の同意は必要なく、取消しの対象にもなりません。

※ 補助人に同意権や代理権を与えるためには、自己決定の尊重の観点から、当事者が、同意権や代理権による保護が必要な行為の範囲を特定して、審判の申立てをしなければなりません。この申立ては、補助開始の審判とは別のものです。なお、補助に関するこれらの審判は、本人自らが申し立てるか、本人が同意している必要があります。

- 8 -

Q8 「補助」制度を利用した事例を教えてください。

A8 次のような事例があります。

□ 補助開始事例

ア 本人の状況: 軽度の認知症の症状 イ 申立人: 長男 ウ 補助人: 申立人

エ 概要

本人は、最近米を研がずに炊いてしまうなど、家事の失敗がみられるようになり、また、長男が日中仕事で留守の間に、訪問販売員から必要なない高額の呉服を何枚も購入していました。困った長男が家庭裁判所に補助開始の審判の申立てをし、併せて本人が10万円以上の商品を購入することについて同意権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について補助が開始され、長男が補助人に選任されて同意権が与えられました。その結果、本人が長男に断りなく10万円以上の商品を購入してしまった場合には、長男がその契約を取り消すことができるようになりました。

(注)最高裁判所「成年後見関係事件の概況」から

Q9 成年後見人等には、どのような人が選ばれるのでしょうか？

A9 成年後見人等には、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

Q10 親族以外の第三者が成年後見人に選任された事例を教えてください。

- 9 -

A10 次のような事例があります。

□ 親族以外の第三者が成年後見人に選任された事例

ア 本人の状況:統合失調症 イ 申立人:叔母 ウ 成年後見人:司法書士

エ 成年後見監督人:社団法人成年後見センター・リーガルサポート

オ 概要

本人は20年前に統合失調症を発症し、15年前から入院していますが、徐々に知的能力が低下しています。また、障害認定1級を受け障害年金から医療費が支出されています。本人は母一人子一人でしたが、母が半年前に死亡したため、親族は母方叔母がいるのみです。亡母が残した自宅やアパートを相続し、その管理を行う必要があるため、母方叔母は後見開始の審判の申立てを行いました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始されました。そして、母方叔母は、遠方に居住していることから成年後見人にすることは困難であり、主たる後見事務は、不動産の登記手続とその管理であることから、司法書士が成年後見人に選任され、併せて社団法人成年後見センター・リーガルサポートが成年後見監督人に選任されました。

ア 本人の状況:重度の知的障害 イ:申立人 母 ウ 成年後見人:社会福祉士

エ 概要

本人は、一人っ子で生来の重度の知的障害があり、長年母と暮らしており、母は本人の障害年金を事实上受領し、本人の世話をしていました。ところが、母が脳卒中で倒れて半身不随となり回復する見込みがなくなったことから、本人を施設に入所させる必要が生じました。

そこで、本人の財産管理と身上監護に関する事務を第三者に委ねるために後見開始の審判を申し立てました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始されました。そして、本人の財産と将来相続すべき財産はわずかであり、主たる

- 7 -

後見事務は、本人が今後どのような施設で生活することが適切かといった身上監護の面にあることから、社会福祉士が成年後見人に選任されました。

(注)最高裁判所「成年後見関係事件の概況」から

Q11 複数の成年後見人が選任された事例を教えてください。

A11 次のような事例があります。

□ 複数の成年後見人が選任された事例

ア 本人の状況:重度の認知症の症状 イ 申立人:長男

ウ 成年後見人:申立人と本人の二女

エ 概要

本人は夫を亡くした後、一人暮らしをしてきましたが、約10年前から徐々に認知症の症状が現れ、3か月前から入院しています。最近では見舞いに訪れた申立人を亡夫と間違えるほど症状は重くなる一方です。本人の入院費用の支払に充てるため、本人の預貯金を払い戻す必要があり、後見開始の審判が申し立てられました。

家庭裁判所の審理の結果、本人について後見が開始されました。そして、近隣に住んでいる長男と二女が、本人が入院する前に共同して身のまわりの世話を歩いていたことから、長男と二女が成年後見人に選任され、特に事務分担は定められませんでした。

ア 本人の状況:くも膜下出血による植物状態 イ 申立人:妻

ウ 成年後見人:申立人と弁護士

エ 概要

- 8 -

2年前に本人はくも膜下出血で倒れ意識が戻りません。妻は病弱ながら夫の治療費の支払いや身のまわりのことを何とかこなしていました。しかし、本人の父が亡くなり、遺産分割協議の必要が生じたため、後見開始の審判を申し立てました。

家庭裁判所の審理の結果、本人について後見が開始されました。そして、妻は、子どもと離れて暮らしており、親族にも頼る者がいたため、遺産分割協議や夫の財産管理を一人で行うことに不安があったことから、妻と弁護士が成年後見人に選任され、妻が夫の身上監護に関する事務を担当し、弁護士が遺産分割協議や財産管理に関する事務を担当することになりました。

(注)最高裁判所「成年後見関係事件の概況」から

Q12 成年後見人等の役割は何ですか？

A12 成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。



Q13 成年後見の申立てをする方がいない場合は、どうすればよいのでしょうか？

A13 身寄りがないなどの理由で、申立てをする人がいない認知性高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護を図るために、市町村長に法定後見(後見・保佐・補助)の開始の審判の申立権が与えられています。



Q14 市町村長が後見開始の審判の申立てを行った事例を教えてください。

A14 次のような事例があります。

□ 市町村長が後見開始の審判を申し立てた事例

ア 本人の状況：知的障害イ申立人：町長ウ成年後見人：司法書士
エ 概要

本人には重度の知的障害があり、現在は特別養護老人ホームに入所しています。本人は、長年障害年金を受け取ってきたことから多額の預貯金があり、その管理をする必要があるとともに、介護保険制度の施行にともない、特別養護老人ホームの入所手続

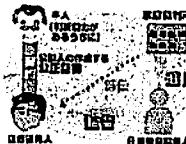
けいやくを措置から契約へ変更する必要があります。本人にはすでに身寄りがなく、本人との契約締結が難しいことから、町長がちてきしようがいしやふくしほうこうけんかいししんばん知的障害者福祉法の規定に基づき、後見開始の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理の結果、本人について後見が開始され、司法書士が成年後見人に選任されました。
その結果、成年後見人は介護保険契約を締結し、これに基づき、特別養護老人ホーム入所契約のほか、各種介護サービスについて契約を締結し、本人はさまざまなサービスを受けられるようになりました。

(注)最高裁判所「成年後見関係事件の概況」から

Q15 「んいこうけんせいど」とは、どのような制度ですか？

A15 任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、かていさいばんしょ家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。



Q16 任意後見制度を利用して任意後見監督人が選任された事例を教えてください。

A16 次のような事例があります。

□ 任意後見監督人選任事例

ア 本人の状況：脳梗塞による認知症の症状 イ 任意後見人：長女

ウ 任意後見監督人：弁護士

エ 概要

本人は、長年にわたって自己の所有するアパートの管理をしていましたが、判断能力が低下した場合に備えて、長女との間で任意後見契約を結びました。その数か月後、本人は脳梗塞で倒れ左半身が麻痺するとともに、認知症の症状が現れアパートを所有し

- 11 -

ていることさえ忘れてしまったため、任意後見契約の相手方である長女が任意後見監督人選任の審判の申立てをしました。
家庭裁判所の審理を経て、弁護士が任意後見監督人に選任されました。その結果、長女が任意後見人として、アパート管理を含む本人の財産管理、身上監護に関する事務を行い、これらの事務が適正に行われているかどうかを任意後見監督人が定期的に監督するようになりました。

(注)最高裁判所「成年後見関係事件の概況」から

Q17 成年後見制度を利用したいのですが、費用はどのくらいかかるのでしょうか？

A17 次のとおりです。

1 法定後見開始の審判の申立てに必要な費用について

	後 覧	保 佐	補 助
申立手数料(収入印紙)	800円	800円(注4)	800円(注5)
登記手数料(登記印紙)	4,000円	4,000円	4,000円
その他	連絡用の郵便切手(注6)、鑑定料(注7)		

(注4) 保佐人に代理権を付与する審判又は保佐人の同意を得ることを要する行為を追加する審判の申立てをするには、申立てごとに別途、収入印紙800円が必要になります。

(注5) 補助開始の審判をするには、補助人に同意権又は代理権を付与する審判を同時にしなければなりませんが、これらの申立てそれぞれにつき収入印紙800円が必要になります。

(注6) 申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。

(注7) 後見と保佐では、通常、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行いますので、鑑定料が必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なりますが、ほとんどの場合、10万円以下となっています。

(注8) 申立てをするには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要です。これらを入手するための費用も別途かかります。
(申立てに必要な書類については、申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。)

(注9) 資力に乏しい方については、財団法人民事法律扶助協会が行う民事法律扶助(※平成18年度中に運営主体が日本司法支援センターに変更される予定です。)による援助(申立代理人費用の立替えなど)を受けることができる場合があります。

2 任意後見契約公正証書の作成に必要な費用について

公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
登記所に納付する印紙代	4,000円
その他	本人らに交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代など

Q18 成年後見制度を利用したいのですが、申立てから開始までどれくらいの期間がかかるのでしょうか？

A18 審理期間については、個々の事案により異なり、一概にはいえません。鑑定手続や成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の陳述・聴取などのために、一定の審理期間を要することになります。多くの場合、申立てから成年後見等の開始までの期間は、4か月以内となっています。

- 13 -

法定相続の開始までの手続の流れの図



Q19 成年後見制度を利用したいのですが、具体的な手続はどのようにすればよいのでしょうか？

A19 1 法定後見制度(後見・保佐・補助)のご利用をお考えの方へ

法定後見制度を利用するには、本人の住所地の家庭裁判所(※1)に後見開始の審判等を申し立てる必要があります。手続の詳細については、申立てをされる家庭裁判所にお問い合わせください(※2)。

※1 本人の住所地の家庭裁判所については、裁判所のホームページに掲載されている「裁判所の管轄区域」をご覧ください。
「裁判所の管轄区域」(裁判所のホームページ)

※2 後見開始の審判の申立て等に関する具体的な手続については、裁判所のホームページに掲載されている「裁判手続:家事事件について」中の「第6 代表的な家事審判手続」の1から4までをご覧ください。

「裁判手続:家事事件について」(裁判所のホームページ)

2 任意後見制度のご利用をお考えの方へ

任意後見制度を利用するには、原則として、公証役場に出かけて任意後見契約を結ぶ必要がありますので、手続の詳細について

- 14 -

は、お近くの公証役場(※)までお問い合わせください。

※ お近くの公証役場については、日本公証人連合会のホームページに掲載されている「全国公証役場所在地等一覧表」をご覧ください。ホームページには、任意後見契約についてのQ&Aのコーナーがありますので、併せてご覧ください。

「全国公証役場所在地等一覧表」(日本公証人連合会のホームページ)

「Q&A・9 任意後見契約について」